

第5号議案 定款変更の件

(任意退会)

- 第 9 条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 死亡又は会員である団体の解散
 - (2) 第6条第1項第1号に規定する免許を失ったとき

(会員資格の喪失)

- 第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡又は会員である団体の解散
 - ~~(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき~~
 - (2) 第6条第1項第1号に規定する免許を失ったとき
 - ~~(4) 除名~~
 - (3) 会費を在籍した年度の3月末日までに納入しなかったとき
但し、定款施行規程第5条により会員資格を回復できる

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会での総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議により除名することができる。
- (1) 当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に反する行為があったとき
 - (2) この定款その他当法人の規則に違反したとき
 - ~~(3) 会費を3年以上滞納したとき~~
- 2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 12 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を喪失し、義務を免除される。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 資格を喪失した正会員は、一般社団・財団法人法上の社員としての地位を失う。

(社員名簿)

- 第 13 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 会員名簿を、一般社団・財団法人法上の社員名簿とする。
- 3 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。